平成２４年（フ）第１１９号
熊本市中央区九品寺１丁目５番７号　銀杏九品寺202号
債務者　早野　久美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１４６号
熊本県上天草市大矢野町維和1952番地２
債務者　濵田　修司
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１６１号
熊本県合志市須屋220番地
債務者　飯星　和恵
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１６３号
熊本市東区桜木３丁目５番８号
債務者　徳森　正義
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１７２号
熊本県上益城郡益城町大字小谷414番地
債務者　野口三千男
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１９１号
熊本県上益城郡益城町大字広崎470番地14
星和ハイツ202号
債務者　山下　麻紀
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１１６号
沖縄県那覇市字真嘉比272番地２クレストハイム雅501
債務者　仲宗根真弓（旧姓東）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２２号
沖縄県南城市大里字稲嶺1903番地１
債務者　新垣　友康
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２５号
沖縄県那覇市繁多川２丁目17番10号　上里アパート202
債務者　㊢井瑠美子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２８号
沖縄県中頭郡西原町字与那城277番地の31
１Ｆ
債務者　平良　正次
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４３号
沖縄県那覇市字古島９番地　山川アパート３－Ａ
債務者　狩俣　英子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２１号
青森県弘前市大字宮園２丁目１番地１　竹森ハウスＦ号
債務者　江渡　祐久
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４１号
青森県弘前市大字末広４丁目３番地２　ミッキーハウス101号
債務者　藤本　浩子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３３号
岩手県北上市常盤台１丁目１番21号、前住所岩手県北上市稲瀬町岩川140番地
債務者　柳谷　　龍
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３４号
岩手県花巻市下似内第11地割39番地４、前住所岩手県花巻市山の神440番地１
債務者　高橋　文子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２４号
福島県いわき市内郷高坂町大平95番地の13
立野ハイツ１
債務者　志賀　利美（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２５号
福島県いわき市常磐水野谷町諏訪ケ崎66番地
債務者　橋本　　渡
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５４号
山口県萩市大字椿東5714番地75
債務者　永井富美江
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所萩支部